

産業廃棄物収集運搬業許可証

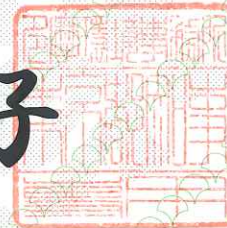
住所 東京都東村山市廻田町一丁目2番17号

氏名 千葉企業株式会社
代表取締役 千葉 久典

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 平成31年 4月 1日

許可の有効年月日 令和 6年 3月31日

1 事業の範囲

(1) 業の区分：収集・運搬（積替え保管を含む。）

(2) 産業廃棄物の種類

汚泥、廃油、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、金属くず、
ガラス・コンクリート・陶磁器くず
(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)

(以上9種類)

(3) 積替え保管できる産業廃棄物の種類（限定内容は裏面のとおりに）

廃油、廃プラスチック類、木くず、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず
(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)

(以上5種類)

2 積替え保管施設（施設詳細は裏面のとおりに）

所在地：東京都東村山市恩多町四丁目31番地7号

3 許可の条件

(1) 作業時間は、原則として8時から17時までとする。

(2) 積替え保管を行う産業廃棄物については、廃油の搬入は全て自ら行い、その他の産業廃棄物の搬出はすべて自ら行い、他人にこれを委託してはならない。

(3) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。

(4) 積替え保管は本都の承認を得た方法により行うこと。

4 許可の更新・変更の状況

昭和 63年 4月 1日 新規許可

平成 31年 4月 1日 更新許可 第6回

5 積替え許可の有無

無

6 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無

無

(裏面あり)



(裏面)

2 積替え保管施設

所在地：東京都東村山市恩多町四丁目31番地7号

積替え保管面積：1,102㎡

最大保管高さ：3.0m

産業廃棄物の種類 (限定内容)	保管量	
廃油	ドラム缶 0.21m ³ ×1個	0.21m ³
廃プラスチック類	コンテナ 7.56m ³ ×1個	100m ³
	コンテナ 11.7m ³ ×1個	
	コンテナ 30.6m ³ ×1個	
	直置き 1ヶ所	
	かご台車 1.21m ³ ×6個	
木くず	コンテナ 11.7m ³ ×1個	11.7m ³
金属くず	コンテナ 1.51m ³ ×1個	46.9m ³
	コンテナ 11.7m ³ ×3個	
	プラスチック容器 0.7m ³ ×2個	
	かご台車 1.21m ³ ×7個	
	ドラム缶 0.21m ³ ×2個	
ガラス・コンクリート・陶磁器くず	コンテナ 7.56m ³ ×1個	7.56m ³
廃プラスチック類、金属くず、ガラス・ コンクリート・陶磁器くず (特定家庭用機器産業廃棄物)	コンテナ内直置き 1ヶ所	15.3m ³
廃プラスチック類、金属くず、ガラス・ コンクリート・陶磁器くず (廃蛍光ラン プ) (水銀使用製品産業廃棄物)	扉付き収納庫 1.40m ³ ×1個	3.25m ³
	扉付き収納庫 1.85m ³ ×1個	
	合計保管量	185m ³

(以下余白)